

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

専決第 7 号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 7 年 4 月 21 日

小浜市長      杉   本   和   範

1 事故の概要 令和7年2月21日午後7時ごろ、市公用車が市道西街道線の加斗地係をおおい町方向へ向けて走行中、道路上に通行の支障となる物件（竹）を発見しブレーキを掛けたところ、車両の後輪がスリップし、対向車線にはみ出し対向車線を走行中の 氏が運転する車両の右前部と公用車の右後部が衝突し、氏が運転する車両の右前部を損傷させた。

2 損害賠償の相手方 住所  
  
氏名

3 損害賠償の額 金757,130円